

改正案	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～二十六（略）</p> <p>二十七 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当（中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。）をした場合</p> <p>二十八・二十九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～二十六（略）</p> <p>二十七 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合</p> <p>二十八・二十九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、</p>

次に掲げる場合とする。

一〇十九 (略)

二十 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当(中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。)をした場合

4
10 (略)

次に掲げる場合とする。

一〇十九 (略)

二十 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合

4
10 (略)